

## 除染等のロードマップのポイント

### ①平成23年11月～ モデル事業の実施



### ②平成24年1月～ 本格的除染の開始 (平成24年1月1日放射性物質環境汚染対処特措法全面施行)



### ③仮置き場での保管 3年程度

- 市町村又はコミュニティ毎に確保
- 除染特別地域(警戒区域、計画的避難区域)では、市町村の協力を得つつ環境省が確保
- それ以外の地域では、国が財政的・技術的な責任を果たしつつ、市町村が確保

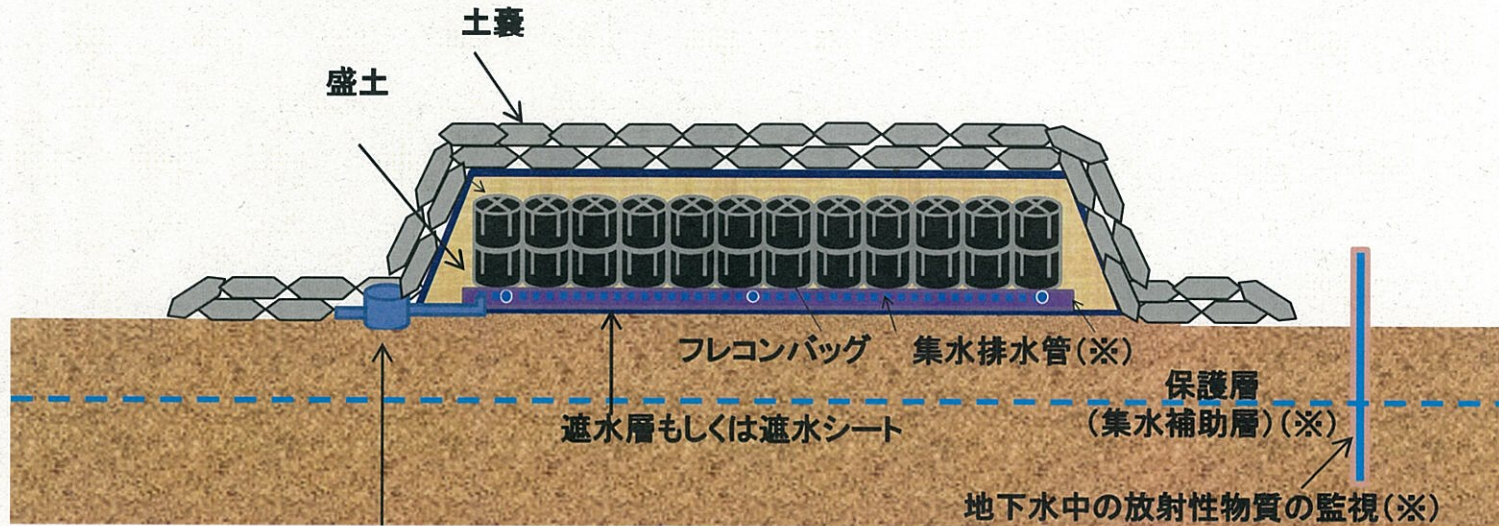


### ④中間貯蔵施設への搬入開始 (仮置場への本格搬入開始から3年程度をめぐ)

- 除染に伴って大量の土壌・廃棄物が発生する福島県にのみ中間貯蔵施設を確保(県外から持ち込まない)
- 他の都道府県においては、各都道府県内で廃棄物等の処分を推進
- 中間貯蔵施設の建設に至るステップを工程表(ロードマップ)として示し、平成24年度内に場所を選定  
(場所は、保管物、量、保管方法を明らかにして検討、調整)
- 除染の必要性から、長期間利用するが、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了

## 仮置場のイメージ（例）

図1



浸出水中の放射性物質  
確認用タンク(※)

※ 現場において一時的に保管する場合を除く。

### 仮置場の安全確保の考え方

- 保管された除去土壌の飛散・流出防止(覆土・容器に入れることを含む。)
  - 雨水等の流入を防止するための措置(例:雨水浸透防止シート等)を講ずること。
  - 地下水等の汚染を防止するための措置(例:遮水シート、ベントナイト等)を講ずること。
  - 放射線防護のために必要な措置を講ずること(例:立入の防止、覆土・遮蔽等)
- (注) 可燃性廃棄物を一時保管する場合は、このほかに火災防止対策や混合防止措置等が必要。

特定廃棄物及び除染に伴う廃棄物の処理フロー  
(福島県内)

図2

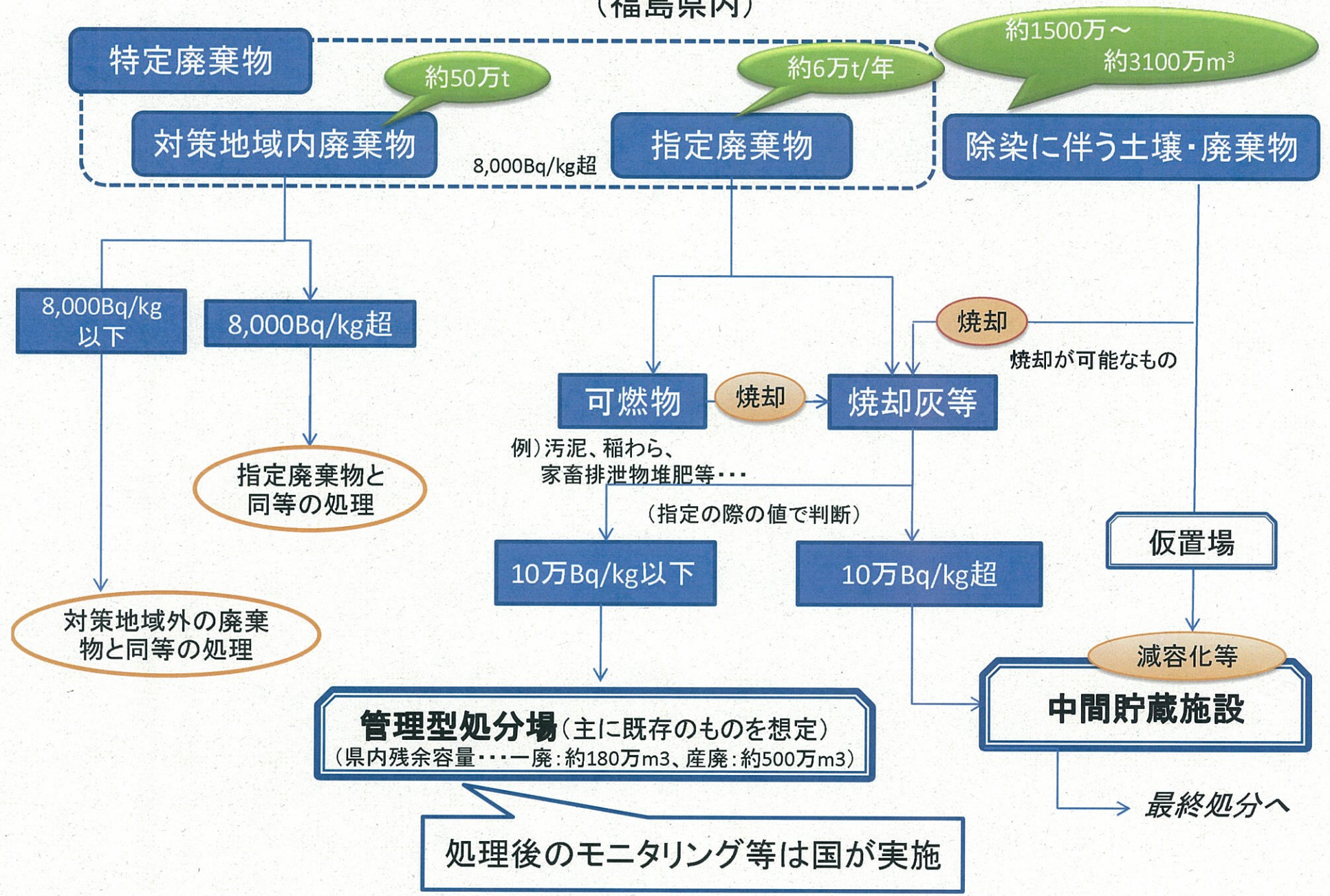
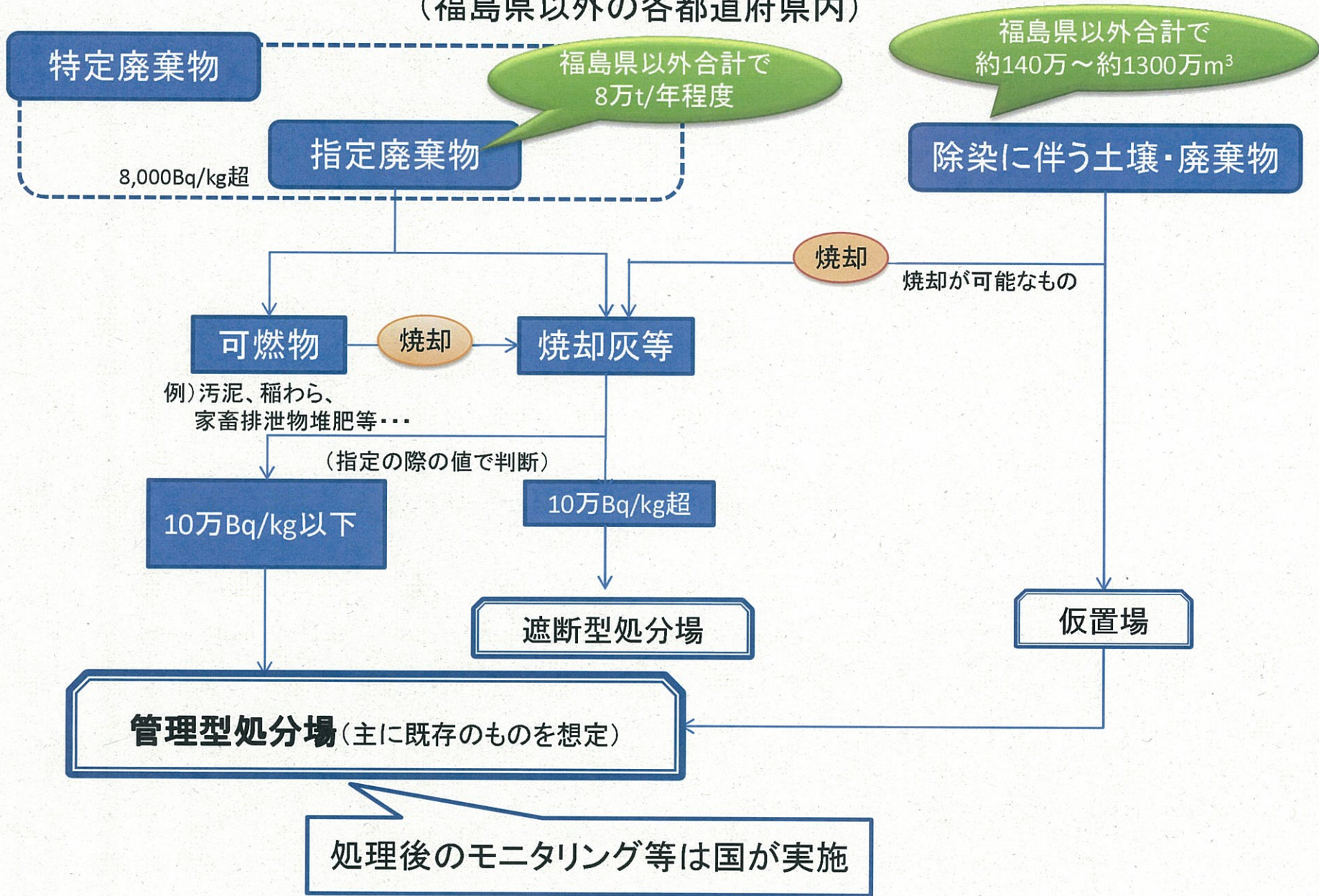


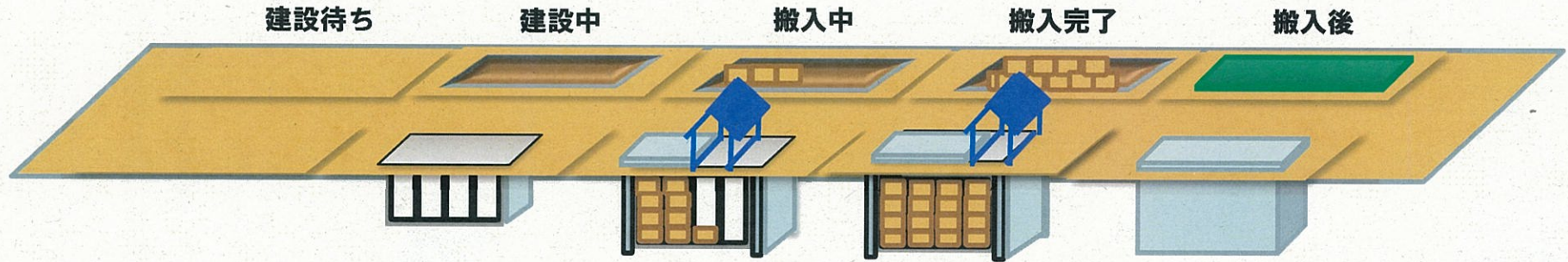
図3

### 特定廃棄物及び除染に伴う廃棄物の処理フロー (福島県以外の各都道府県内)



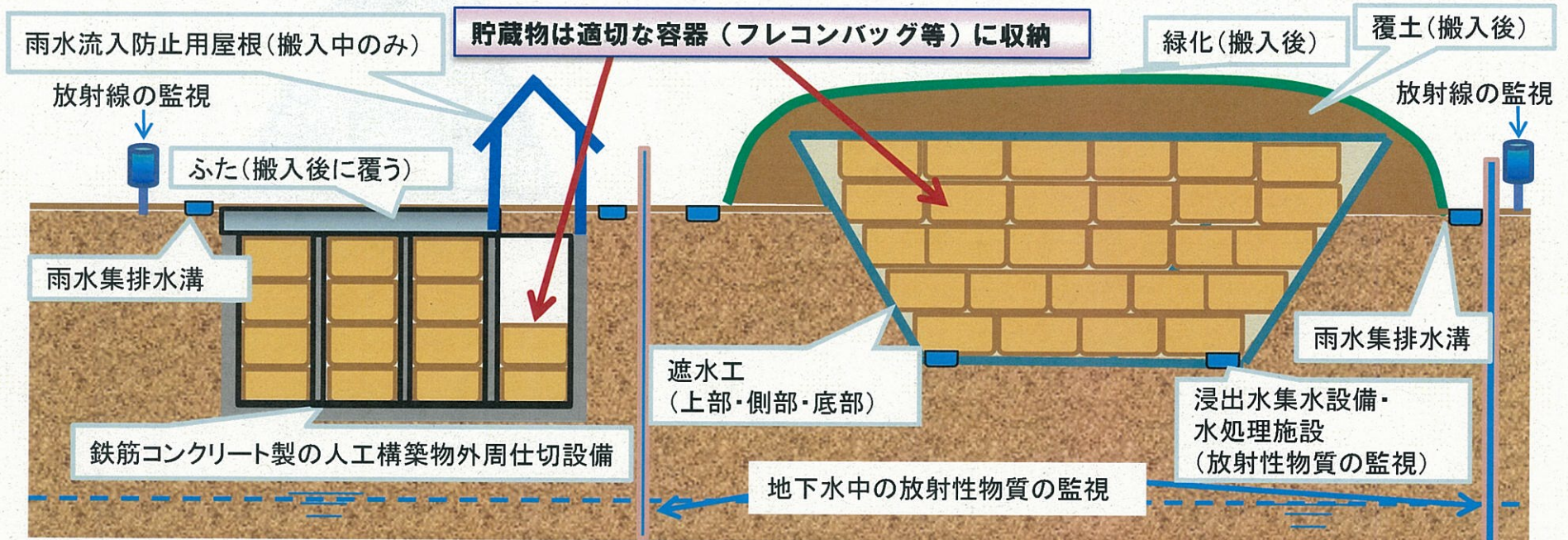
# 中間貯蔵施設のイメージ図

なるべく早く使用するため、完成した区画から供用を開始するセル方式（同時進行）



## 高濃度・溶出性対応型施設の例

## 低濃度・非溶出性対応型施設の例



中間貯蔵施設の整備に係る工程表

番号	項目	内容	23年度				24年度				25年度				26年度				27年度以降				備考		
			4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1			
1	基本構想検討	●廃棄物・土壌の種類・性状・量、放射性物質の濃度等の調査 ●概略の施設構造・規模・工事費等の算定、候補地の検討(複数案)					構想検討																		
2	中間貯蔵施設の場所選定	●中間貯蔵施設の場所選定の都道府県・市町村・地元との調整					県・市町村・地元調整																		
3	基本設計・実施設計	●中間貯蔵施設の施設構造・規模・工事費等の概略算定 ※基本設計(各種予備協議ができる概略のもの)、実施設計(工事発注・用地買収ができるレベル)					基本設計	実施設計																	
4	環境影響調査・放射性物質の環境への影響調査	●環境影響項目に関する調査、評価、対策の検討等 ●放射性物質の環境への影響の調査、評価、対策の検討等					文献調査	現地調査																	
5	用地取得	●用地取得のための用地測量 ●中間貯蔵施設等の用地取得						測量	用地取得																
6	各種開発許可手続き	●開発許可協議(農地、森林、都計、自然公園、埋蔵文化財等)					予備	本協議(随時実施)																	
7	工事用道路等の工事	●工事用道路、仮設工事等の実施																							
8	中間貯蔵施設の本体工事	●中間貯蔵施設の本体工事の実施																							
9	廃棄物等の搬入	●廃棄物等の搬入																							
既存の処分場の活用の検討																									
除 染							モニタリング計画	市町村・国(特に高線量の地域以外)による除染・仮置き場への搬入・管理																	●初期の大規模な除染後も、自然界における汚染物質の移動等に対応して追加的な除染が長期間に渡ることも想定される。ただし、国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する。最終処分の方向については、放射性物質の効果的な分離・濃縮等の技術の発展によるところが大きいため、国は、技術の研究開発・評価に努める。
							モデル事業(特に高線量の地域)	特に高線量の地域の除染																	
廃棄物の処理		対策地域内廃棄物					計画策定・仮置き場への搬入	放射線濃度の高い物は一時保管																●対策地域内廃棄物については、23年度から順次処理。	
		指定廃棄物					指定廃棄物の指定	放射線濃度の高い物は一時保管																●指定廃棄物については、23年度から順次指定し、発生した都度処理を行う。	

※除染については、仮置き場への本格搬入開始から3年程度で中間貯蔵施設への搬入開始

# 除染に伴って生じる除去土壌等の試算について

## 【概要】

以下に示す2ケースを設定し、除染に伴って生じる除去土壌量及び廃棄物量の試算を行った。

(国土交通省「土地利用細分メッシュ」(平成18年度)及び文部科学省「文部科学省による福島県西部の航空機モニタリングの測定結果」(平成23年8月28日、月9月18日)のデータ等を活用)

### ○ 除去土壌・廃棄物の発生量が少ないケース

追加被ばく線量が比較的高い地域について、生活圏・生産圏を優先して表土のはぎ取り、道路側溝等の清掃、森林の枝打ち及び落葉除去等の除染を行い、追加被ばく線量が比較的低い地域について、局所的に放射線量の高い箇所を除染を行うとともに、子どもの生活環境における表土のはぎ取りを想定して試算した場合

- ・福島県 … 焼却後:約1,500万 $m^3$  [焼却前:約1,500万 $m^3$ ]
- ・その他地域 … 焼却後:約140万 $m^3$  [焼却前:約140万 $m^3$ ]

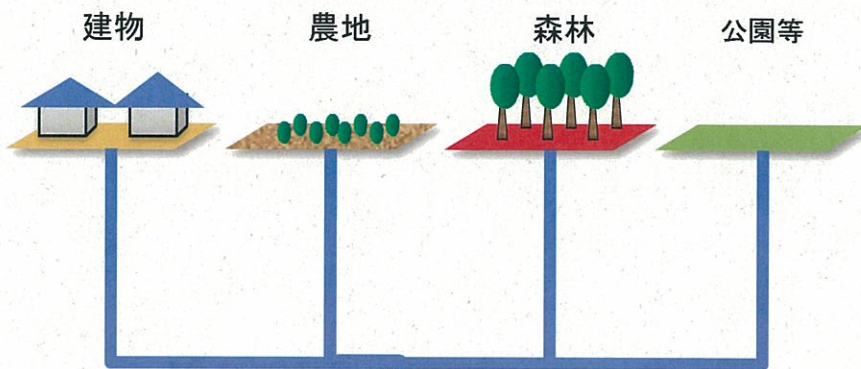
### ○ 除去土壌・廃棄物の発生量が多いケース

上のケースに加え、追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域について、非生活圏の森林(保全すべき地域を除く)についても枝打ち及び落葉除去等の除染を行い、追加被ばく線量が比較的低い地域について、さらに追加的な除染として土壌のはぎとりをある程度行うと想定して試算した場合

- ・福島県 … 焼却後:約2,800万 $m^3$  [焼却前:約3,100万 $m^3$ ]
- ・その他地域 … 焼却後:約1,300万 $m^3$  [焼却前:約1,300万 $m^3$ ]

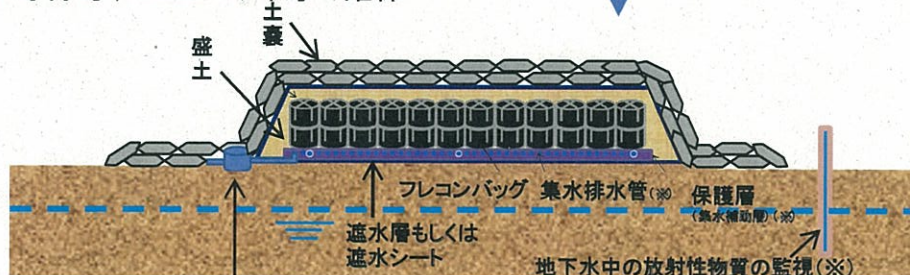
# 除染に伴い発生する土壌・廃棄物の処理(福島県内)

## ①本格除染の開始



## ②仮置場での保管 (3年程度)

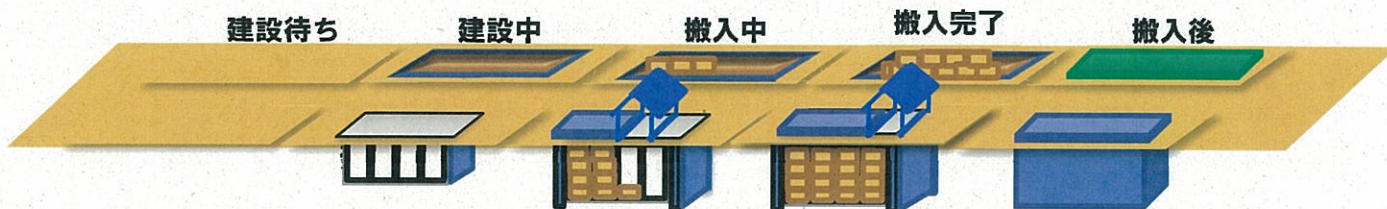
市町村毎、コミュニティ毎で確保



※ 現場において一時的に保管する場合を除く。

## ③中間貯蔵施設での保管 (30年以内)

福島県内のみ (県外からは持ち込まない)



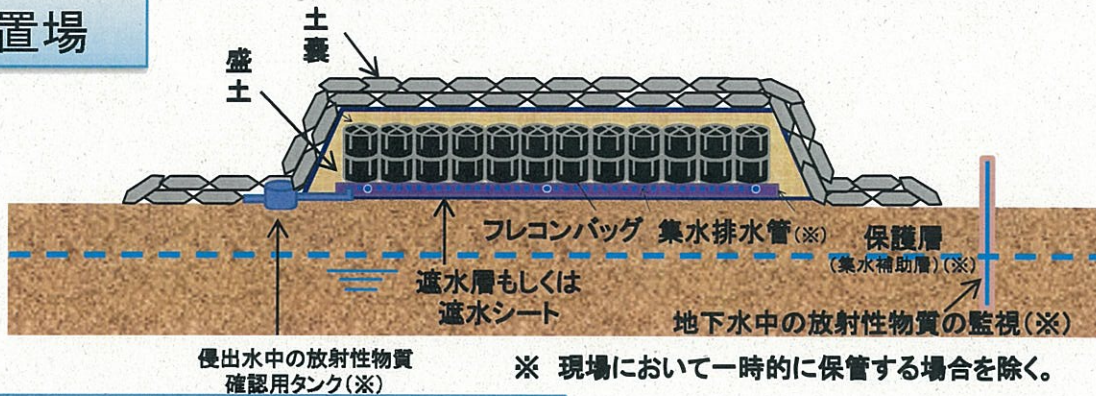
## ④最終処分: 福島県外にて処分





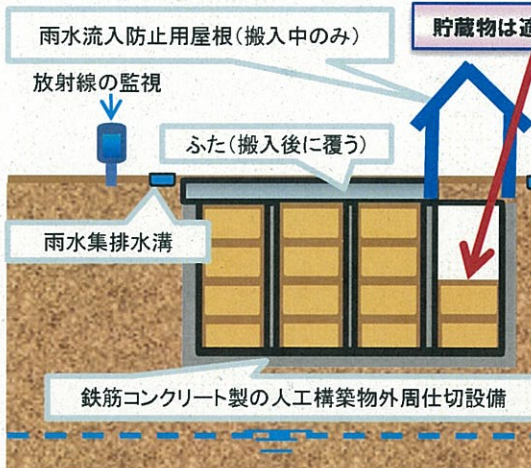
# 各施設の構造(イメージ)

## 仮置場

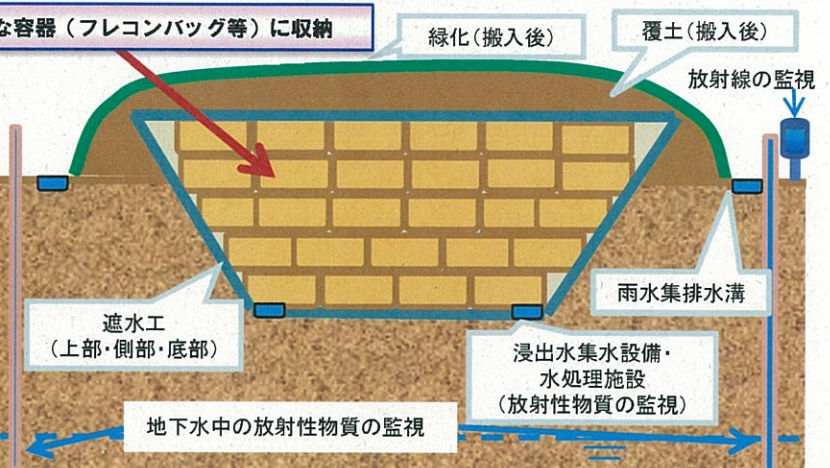


## 中間貯蔵施設内の保管施設

### 高濃度・溶出性対応型施設の例



### 低濃度・非溶出性対応型施設の例



## 指定廃棄物の処分施設 (既存管理型処分場を活用)

